

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応ずることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校では、「心の教育の充実」を教育目標としており、生命と人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性を育むとともに、社会の一員としての自覚と規範意識を身につけるように、家庭や地域とも積極的に連携し、生徒指導などの教育活動を通じて実践的取組みを進める。いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ものであることを十分認識し、生徒指導体制の充実を図り、その防止に努める。さらに、いじめが生じた際には、「いじめは絶対許さない」との強い決意のもと対応するとともに、いじめられた生徒の立場に立ち、組織的に適切に対応する。よってここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じるものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止のための組織

(1) 「いじめ対策委員会」

- (2) 構成員：校長、教頭、首席、系長、生徒指導主事、保健人権部長、支援教育委員長、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年主任、(担任)

(3) 役 割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応

- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立佐野工科高等学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・高校生活支援カードによって把握された生徒の状況の集約	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・人権 HR（いじめを考える）	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・進路保護者説明会 ・人権 HR（いじめをなくすために）	・第 1 回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） ・「学校いじめ防止基本方針」HP 更新
5 月	・校外学習 ・考査① ・人権 HR（日本国憲法と基本的人権について） ・人権講演会（障がい者とともに）	・校外学習 ・考査① ・人権 HR（日本国憲法と基本的人権について）	・校外学習 ・考査① ・人権 HR（日本国憲法と基本的人権について）	・教職員研修（支援教育に関わる研修） ・PTA 総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6 月	・教科担当者会議 ・保護者懇談週間（家庭での様子の把握） ・工場見学	・教科担当者会議 ・保護者懇談週間（家庭での様子の把握） ・工場見学	・教科担当者会議 ・保護者懇談週間（家庭での様子の把握） ・工場見学	・第 1 回教科担当者会議（生徒の状況確認） - 各教員間での情報交換
7 月	・考査② ・いじめ調査アンケート ・成績懇談・教育相談（系・専科の選択） ・系・専科選択説明会	・考査② ・いじめ調査アンケート ・インターンシップ（社会性の育成）	・考査② ・いじめ調査アンケート ・応募前職場見学 ・人権講演会（平和と命の大切さについて）	・第 1 回 学校協議会 ・出欠・成績状況集計 ・アンケート分析 ・第 2 回 いじめ対策委員会（情報交換）
8 月			・進路 3 者懇談 ・希望進路本調査 ・面接指導	・中学校訪問（情報交換） ・中学生体験入学
9 月	・祭り指導	・祭り指導	・祭り指導 ・就職試験	・第 2 回 学校協議会 ・教職員研修（ネットいじめ）
10 月	・考査③ ・祭り指導	・考査③ ・祭り指導	・考査③ ・祭り指導	・PTA 社会見学会 ・教職員研修（教育相談） ・第 3 回 いじめ対策委員会
11 月	・教科担当者会議	・教科担当者会議	・教科担当者会議	・第 2 回 教科担当者会議

12 月	・系・専科選択本調査 ・芸能祭・文化祭 ・懇談週間(家庭との情報交換) ・系・専科選択発表 ・考査④ ・クラスマッチ ・懇談・教育相談	・芸能祭・文化祭 ・懇談週間(家庭との情報交換) ・人権講演会(国際理解と人権) ・考査④ ・クラスマッチ ・いじめ調査アンケート	・芸能祭・文化祭 ・懇談週間(家庭との情報交換) ・考査④ ・クラスマッチ ・いじめ調査アンケート	(各教員間での生徒情報交換) ・教職員研修(人権研修) ・アンケート結果集計・分析 ・教職員研修(教務研修)
1 月	・いじめ調査アンケート		・人権 HR(高校生活を振り返って)	・第 3 回学校協議会
2 月		・修学旅行 ・佐野支援学校との交流	・課題研究発表会	・課題研究発表会
3 月	・佐野支援学校との交流 ・人権 HR(この 1 年を振り返って) ・学年末考査 ・卒業式出席	・人権 HR(この 1 年を振り返って) ・学年末考査 ・卒業式出席	・学年末考査 ・佐野支援学校との交流 ・卒業式	・第 4 回 いじめ対策委員会(年間取組の検証)

5. 取組状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ対策委員会は、年 4 回検討会議(年 2 回の教科担当者会議 教務部主催)を開催し、教員・生徒の情報交換を積極的に行い、取組みの進捗度合やケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。学校協議会への報告も行い、外部からの検証も受ける。

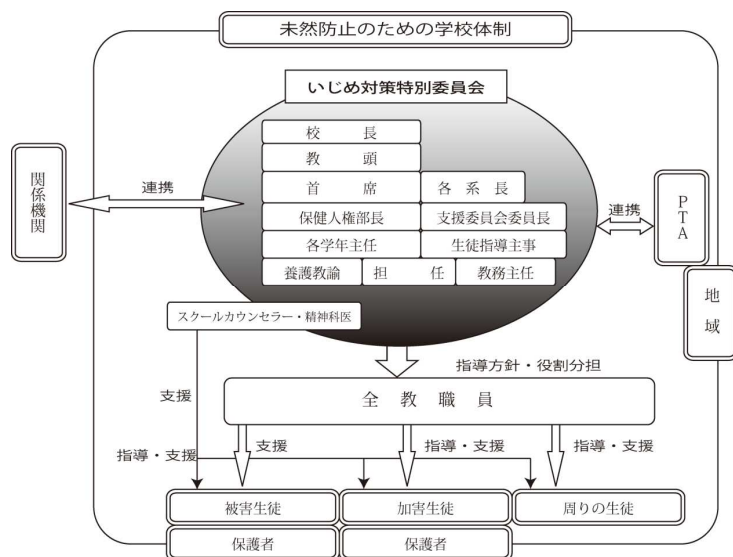
第 2 章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。このことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、キャリア教育のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

人間としての基本的な倫理観や物事の善悪の判断等の規範意識の育成に、あらゆる教育活動をとおして推し進め、心の教育の充実を図る。



人権意識向上のために、「他人の不幸の上に自分の幸福を築くことをしない」を徹底させ、「いじめは絶対に許さない」との強い姿勢で指導を行うとともに、全教職員の生徒と接する時間を増やすことにより生徒の様子を把握かつ共通理解し、いじめがあれば、初期に発見するとともに組織的な対応により、確実な解決を図る。そして安心して過ごせる安全で楽しい学校づくりを行う。

そのために、いじめ対策委員会：年４回、教科担当者会議：年２回、教職員研修：年１回、各学年人権講演会：年１回、その他支援教育委員会、人権ホームルーム等を最大限活用し、いじめの未然防止、早期発見に全教職員で組織的に取り組む。

２．いじめ防止のための措置

- (１) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、担任・教科担当者・生活指導部との連携を密にし、担任による出欠・遅刻・早退状況の確認や各教科での生徒の表情の確認を毎日行い、教科担当者会議・教職員研修等で全教職員の共通理解を図る。

生徒に対しては、人権ホームルームや人権講演、いじめアンケートの実施等で、いじめを許さない学校の姿勢を示すとともに、人権に関する知的理解、及び人権感覚を育む。

- (２) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。

- (３) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを再度認識する必要がある。一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めるために、教科担当者会議で生徒理解を深めるとともに、公開授業・研究授業・教員研修を実施して、授業改善に努める。また、一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、担任が中心となって、一人一人の生徒の良さを共通理解するとともに、信頼関係の構築に努め、生徒に積極的にに関わり、適切な声掛けに努める。また、ストレスを感じた場面でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書など

で発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む学校環境をつくることに努める。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、指導する。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供する。本校は工業高校であるので、実習という体験学習も最大限に活用する。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間との適切な連携に取り組む。幅広く長く多様な眼差しで生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを成長させることができる。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組みを推進（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。この活動を通して「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題は無い」などの考え方は誤りであることを学ぶ。

なお、生徒会がいじめ防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりすることがある。教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員はあくまで生徒を支える役割に徹する。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないことが大切であり、また教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有し、学校一丸となって指導することが何よりも重要である。

2. いじめ早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年3回実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃から悩みを訴えやすい雰囲気をつくる。定期的な教育相談としては、保健人権部による昼休みの教育相談、年2回の保護者懇談会を実施する。また必要性に応じて、学校・保護者・スクールカウンセラー、精神科医等の専門機関と連携し、教育相談をするとともに、生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。日常の観察としては、毎朝の担任によるSHRや毎日の生活指導部による校門指導、月1回及び定期考査1週間前の全校職員による校門指導の実施で、日頃から複数の教員の目で生徒を見守る体制をつくり、いじめの早期発見に努める。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、年 1 回の保護者向け教育活動アンケートの実施、担任による個人面談や家庭訪問等も実施する。長期休暇前には、「休暇中の過ごし方」を配布し、教育相談の関係機関の連絡先を記載し、生徒、保護者に周知する。
- (3) 本校では、生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、いじめ対策委員会、生活指導部、保健室、教育相談室（スクールカウンセラー）があり、それぞれ連携して、生徒や保護者、教職員の相談に対応する。
- (4) 保健人権部により、生徒、保護者向けに毎月印刷物を配布し、相談体制を広く周知する。いじめ対策委員会は、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、保健人権部が取りまとめ、いじめ対策委員会が取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

第 4 章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し、指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、生徒指導部が中心となって速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。そして、情報を全教員で共有する。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害者・加害者の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底

して守り通すという観点から、泉佐野警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに泉佐野警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられた生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- (2) 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- (3) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人々等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理の専門家の協力を得て対応を行う。
- (4) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなど配慮する。
いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部の専門家の協力を得る。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を適切にとっていく。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった生徒に関しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒達だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。
全ての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。
体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」、泉佐野警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報技術基礎」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他の留意事項

1. 組織的な指導体制

いじめ問題等に関する指導記録の保存、適切な引き継ぎ等の可能な情報提供体制を整える。
本校では生活指導部会議事録、家庭訪問指導記録、懲戒指導記録、事実確認書等の記録を3年間保存して、適宜すべての教員の指導の参考としている。

また、気になる変化が見られた、遊びや冗談のように見えるものの気になる行為があった等の場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく。そうして得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

2. 校内研修の充実

少なくとも年1回以上の校内研修を実施する。

PDCA サイクルで取組を行う関係から長期休業を節目とする3学期制に準ずる学期単位として、取組の見直しを行う。

3. 校務の効率化

一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務の効率化をはかること。

「学校基本方針」が策定された後、すべての教職員に対してその主旨や理解してもらいたい点について説明する。各時期に実施されるアンケートの分析結果についても、その都度知らせ、改善点等について周知する。

なお、毎年度初めには当該年度の「学校いじめ防止基本方針」の確認を必ず行い、周知徹底する。

4. 学校評価と教員評価

学校全体として、生徒一人一人に寄り添った教育ができているかを、生徒による「教育活動アンケート」「授業アンケート」で検証し、不断の改善を実施する。また、その取組みを学校協議会・学校HPで公開し、適切な意見・助言を求めている。

5. 地域や家庭との連携について

家庭、地域の関係機関と定期的に情報交換を実施して、情報と配慮の共有に努める。